

## 小竹町生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、ごみの減量化推進の一環として、生ごみ処理容器（以下「処理容器」という。）を設置する者に対して、町が補助金を交付することにより容器の設置を容易にし、一般家庭から排出されるごみの減量化を図ることを目的とする。

### (補助の対象)

第2条 町長は、次の要件を満たす者に対し、町の予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

- (1) 一般家庭で、町内に住所を有する者であること。
- (2) 処理容器を設置することができる敷地を有すること。
- (3) 処理後の堆肥を適正に維持管理できること。

2 補助金の交付の対象となる処理容器の購入は、1世帯（生計を一にする世帯は、1世帯とみなす。）あたり、次に掲げるとおりとする。

- (1) 電動式又は手動式の生ごみ処理機にあつては、5年につき1基
- (2) EM容器及びコンポスト容器にあつては、5年につき2基
- (3) ダンボールコンポストセットにあつては、当該年度につき1セット

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号それぞれの上限を定め、購入金額（電気設備等の付帯設備の費用を除く。）がそれに満たない場合は、それぞれの実費を予算の範囲内で交付するものとする。

- (1) ダンボールコンポストセット 1個につき1,500円
- (2) コンポスト容器及びEM菌容器 1個につき3,500円
- (3) 電動式及び手動式の生ごみ処理機 1台につき20,000円

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、処理容器を購入した日から2か月以内に、小竹町生ごみ処理容器購入費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 処理容器を購入したことを証する領収書（領収日、処理容器の名称、型式、製造番号、購入先の押印及び購入者の氏名が明記されているもの）
- (2) 保証書の写し（型式、製造番号が明記されているもの）
- (3) 滞納のない証明書もしくは納税証明書
- (4) その他町長が必要と認める書類

### (補助金の交付決定及び通知)

第5条 町長は、前条の規定により交付申請を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、小竹町生ごみ処理容器購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、処理容器設置日から30日以内に小竹町生ごみ処理容器購入費補助金実績報告書（様式第3号）に処理容器の設置写真を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第7条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、現地調査をした上で交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは補助金の交付額を確定し、小竹町生ごみ処理容器購入費補助金交付確定通知書（様式第4号）により、補助金交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第8条 前条の規定により、補助金交付確定通知書を受けた交付決定者は、小竹町生ごみ処理容器購入費補助金交付請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の補助金交付請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取り消し及び補助金の返還）

第9条 町長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者又は、容器の購入及び設置がこの告示の目的に反するときは、小竹町生ごみ処理容器購入費補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により補助金の交付決定を取り消し、申請者に対し既に交付した補助金の返還を命じることができる。

（設置及び管理）

第10条 申請者は容器設置にあたり設置要件を満たし、悪臭やうじ等が発生しないよう適正に管理しなければならない。

（立入検査等）

第11条 町長は、容器の使用方法及び維持管理に問題があると認められるときは、職員に立入検査及び指導させることができる。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は平成5年10月1日からより施行する。

この要綱は公布の日からより施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

小竹町生ごみ処理容器購入費補助金交付申請書

年 月 日

小竹町長 様

住 所 \_\_\_\_\_  
申請者 氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

小竹町生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

1 容器の種類及び型式等

\_\_\_\_\_

2 補助金申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 添付書類

①納税証明書若しくは滞納のない証明書

小竹町生ごみ処理容器購入費補助金交付決定通知書

申請者 様

年 月 日付で申請のあった小竹町生ごみ処理容器購入費補助金については、次のとおり交付することに決定したので、小竹町生ごみ処理容器購入費補助金交付第5条の規定により通知します。

年 月 日

小竹町長

1 補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 交付条件等

①実績報告書に処理容器の設置写真を添付すること。

様式第3号（第6条関係）

小竹町生ごみ処理容器購入費補助金実績報告書

年 月 日

小竹町長 様

住 所 \_\_\_\_\_  
申請者 氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

年 月 日付で交付決定を受けた小竹町生ごみ処理容器購入費補助金について、処理容器の設置等が完了しましたので、小竹町生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 添付書類

①処理容器の設置写真

様式第4号（第7条関係）

第 号

小竹町生ごみ処理容器購入費補助金交付確定通知書

申請者 様

生ごみ処理容器購入費補助金については、 年 月 日付の実績報告書により下記のとおり確定したので、小竹町生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱第7条の規定により、通知します。

年 月 日

小竹町長

記

確定金額 金 \_\_\_\_\_ 円

様式第5号（第8条関係）

小竹町生ごみ処理容器購入費補助金交付請求書

年 月 日

小竹町長 様

住 所 \_\_\_\_\_  
申請者 氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

年 月 日付 小環第 号で小竹町生ごみ処理容器購入費補助金交付確定通知を受けましたので、下記のとおり請求します。

記

1 補助金申請（確定）額

金 \_\_\_\_\_ 円

2 振込金融機関名

金融機関名	
預金種目	普通 ・ 当 座
口座番号	No.
フリガナ	
口座名義人 (補助対象者)	

小竹町生ごみ処理容器購入費補助金交付決定取消通知書

申請者 様

年 月 日付 第 号で交付決定した小竹町生ごみ処理容器購入費補助金について、下記のとおり、補助金の交付決定を取消したので通知します。

年 月 日

小竹町長

記

1 取消金額 金 円

2 取消理由